

次期京都市建築物安心安全実施計画の策定について (素案の提案)

検討状況

令和元年6月17日 第11回全体会議（令和元年度1回目）

- ・ 現計画の総括，次期計画の方向性の確認
- ・ 「建築物の良質化」「ストックの活用促進」「災害対応」の3つの新しい視点を含めた方向性を確認
- ・ 基本計画の策定期間に合わせた計画の継続に関して了承

分野別ヒアリング・素案の作成

令和2年1月22日 第12回全体会議（令和元年度2回目）

計画案の作成
構成員等アンケート

令和2年春頃 第13回全体会議（令和2年度1回目）

パブリックコメント

時期未定 第14回全体会議（令和2年度2回目）

計画策定

5月29日	指定確認検査機関分科会
11月8日	警察分科会
12月12日	既存建築物対策分科会 危険建築物対策分科会
未定	細街路対策分科会

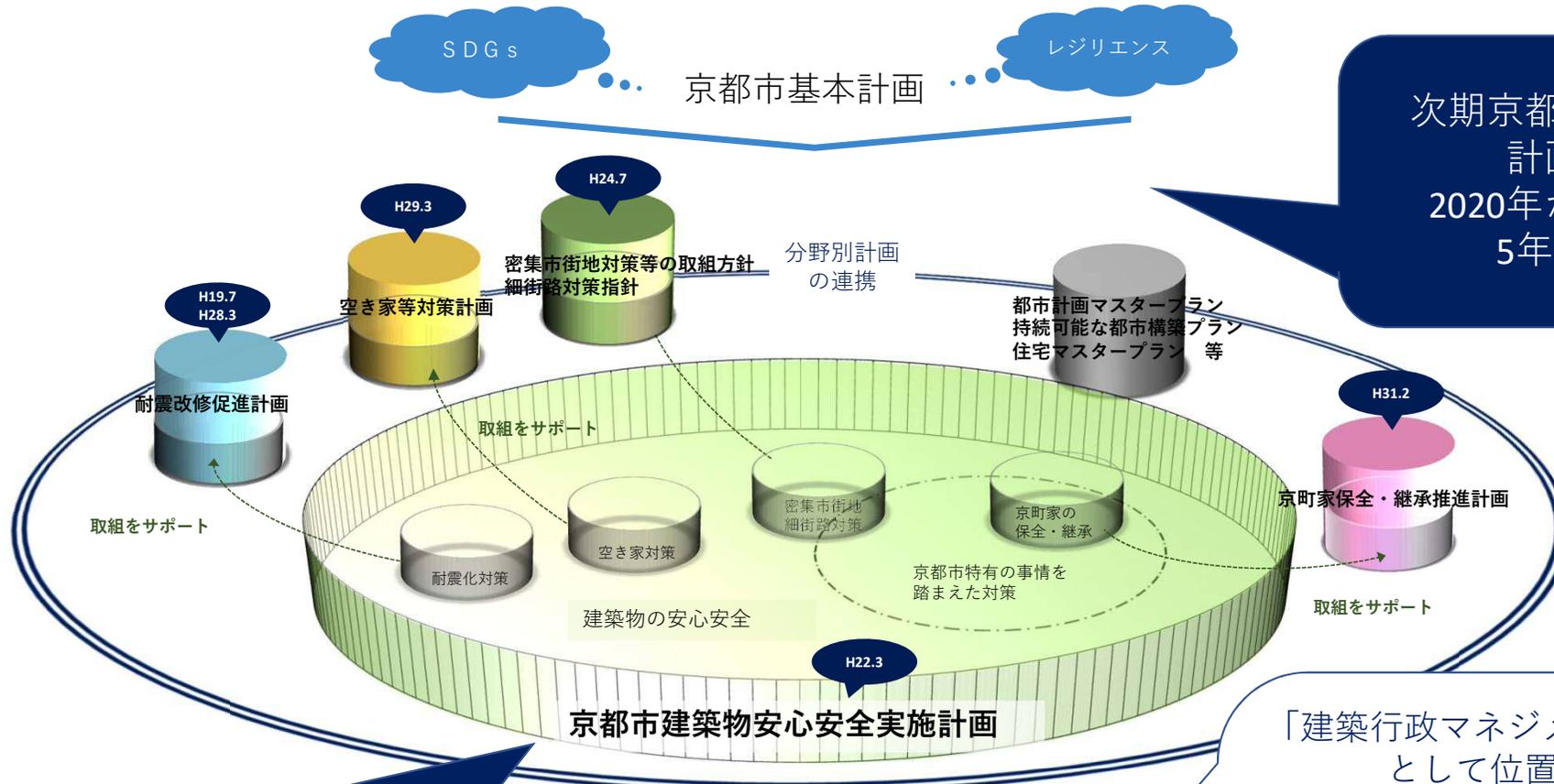
ワーキング
(試行実施)

各分科会

次期京都市建築物安心安全実施計画の位置付けと計画期間について

京都市建築物安心安全実施計画の位置付け

京都市基本構想（2000年(H12)～2025年(R7)）



次期京都市基本計画の
計画期間は
2020年から2025年の
5年間の予定

「建築行政マネジメント計画」
として位置付け

(国が推奨する計画の中身)

- ① 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保
- ② 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底
- ③ 違反建築物対策等の徹底
- ④ 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保
- ⑤ 事件、災害時の対応
- ⑥ 消費者への対応
- ⑦ 執行業務体制の整備

- 京都市安心安全実施計画は京都市基本計画の建築行政に係る分野別計画
- 計画期間は京都市基本計画に合わせて検討が必要
- 策定期間は京都市基本計画の策定期間から遅延なく策定することを旨とし、京都市基本計画の計画期間である5年での見直しを想定する
- 毎年の進捗管理を行う

【現行計画の取組】

- 1 多様な機関の連携による完了検査の徹底と建築主・事業者等の意識改革による安全性の確保
- 2 定期報告制度の対象建築物拡大と調査データ活用の促進
- 3 既存違反建築物対策の強化
- 4 事件・事故対策の推進
- 5 耐震診断・耐震改修関連施策の着実な展開
- 6 危険建築物対策の強化
- 7 モデルエリアにおける各種施策の展開
- 8 各種法制度や京都基準策定の研究、建築基準法の円滑な運用に対する検討等
- 9 関係団体との連携による情報提供・環境形成の推進

【現行計画の検証】

- 検査済証交付率はおおむね100%まで到達
円滑かつ的確な確認審査の実施について推進する必要
既存建築物の活用に向けて手続き段階における取組を検討する必要
- 定期報告対象建築物の拡大は達成
定期報告提出率向上の取組は重要であるため、継続して実施
- 特殊建築物への査察を重点的に取り組む必要〔再掲〕
違反予見に対する取組は強化する必要
- 特殊建築物への査察を重点的に取り組む必要
事件事故を未然に予防するための維持管理に関する啓発は重要
大臣認定不正等の事案に対しては全国的に対応を検討する必要
- 「京都市建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震化対策の取組を継続
- 空き家については「空き家対策計画」に基づき対策を推進
危険建築物は損傷度に応じた指導及びパトロールを継続
案件に応じ関係部局と連携した指導が重要
- 地域主体の取組が実施されている地域は着実に拡大
取組ごとにモデルエリアを設定して進めていく手法は今後も継続
- ストック活用のための法規制の合理化の実現は引き続き必要
- あらゆる分野の関係団体と連携して取組を進めることは重要
施策単位で施策を進めるためにはワーキング等の実施を検討

【次期計画の取組の再編→テーマ】



	－テーマ－	－目指す姿－	－施策の見出し－
良質化	建築物の良質化	<ul style="list-style-type: none"> 新たに供給される建築物の適法性が確認されている あらゆる人にとって利用しやすく環境に配慮されるなど良質な建築物が増えている 地域のまちづくりビジョンに応じた建築物の整備が進んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> 検査済証の取得の徹底 (1) バリアフリーの推進 (2),(3) 京都らしさを盛り込んだ長寿命の環境配慮建築物への誘導 (4),(5) 防災性能等に係る質の向上 (6) 木材利用促進 (7) 地域のまちづくりビジョンを支える取組 (8)
活用促進	ストックの活用促進	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的価値の高い建築物は保存と活用が進んでいる ビル（不特定多数が利用するもの）は高い安全性の確保と活用が進んでいる 既存建築物の多くが流通に乗り活用が進んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> 京町家等の歴史的建築物の活用促進 (11) 不特定多数が利用する建築物の安全性の確保と活用 (12),(13),(14) 既存建築物の流通促進 (15),(16),(17)
適正化	ストックの適正化	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の安全性が向上している 	<ul style="list-style-type: none"> 既存不適格への対応 (18),(19),(20) 管理不全への対応 (21) 危険への対応 (22),(23) 違反への対応 (24),(25) EVへの対応 (26) 査察の的確実施 (27)
事故対策	建築物の事故対策	<ul style="list-style-type: none"> 事故が未然に防止されている 事故発生時の迅速かつ的確な対応ができています 	<ul style="list-style-type: none"> 事故対応により行った査察等のフォローアップ (28) 未然防止対策 (29) 大臣認定不正等に対する対応 事故・災害発生時の迅速な対応 (30)
細街路対策	細街路対策	<ul style="list-style-type: none"> 地域性など個々の状況に応じた制度の活用を促進することで、歴史的な建築物や町並みの保全・再生と、防災性能の強化が両立された路地再生が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路化や建物更新等に関する制度の活用促進 (31),(32),(33) 細街路の安全性確保に向けた取組の推進 (34)
円滑化	手続きの円滑化	<ul style="list-style-type: none"> 新たに供給される建築物の適法性が確認されている 円滑かつ的確な建築確認等手続きが執行されている 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速かつ的確な確認審査の徹底 (35),(36) 中間検査の徹底 (37),(38) 工事監理業務の適正化 (39) 指定確認検査機関への指導・監督の徹底と連携強化 (40),(41) 各種手続きと窓口相談業務の円滑化 (42),(43)
災害対応	災害対応	<ul style="list-style-type: none"> 災害後の行動イメージが官民で共有されている 	<ul style="list-style-type: none"> 既存建築物情報の管理 (44),(45) B C Pの整備 (46) 応急危険度判定実施本部の迅速かつ的確な運営 (47)

共通施策

環 (48)社会環境の整備

安心安全な建築物が評価される良質な建築物が優遇される
不良なものは淘汰される

情 (49)情報管理（システム整備）

都市計画・景観・道に関する情報の連携
確認情報から既存建築物情報への連携
オープンデータ化

連 (50)関係部局、機関との連携

建築物安心安全実施計画推進会議体制の継続
庁内の連携体制の継続
行政間の連携体制の強化

人 (51)人材育成

建築士等の意識改革
技術・知識のボトムアップ

- テーマ -

- 目指す姿 -

良質化

活用促進

適正化

事故対策

細街路対策

円滑化

災害対応

建築物の
良質化

- ① 新たに供給される建築物の適法性が確認されている
- ② あらゆる人にとって利用しやすく環境に配慮されるなど良質な建築物が増えている
- ③ 地域のまちづくりビジョンに応じた建築物の整備が進んでいる

- 施策の内容 -

- 検査済証の取得の徹底
 - (1) 高い水準の検査済証交付率の維持（パトロール，検査時期に合わせた啓発）
- バリアフリーの推進
 - (2) 良質な宿泊施設への誘導（バリアフリー基準の強化の検討）
 - (3) 優良なバリアフリー計画の誘導（マニュアルの充実，事例集，逐条解説の作成検討，査察）
- 京都らしさを盛り込んだ長寿命の環境配慮建築物への誘導
 - (4) 環境配慮建築物を評価する仕組みの検討
（「京環境配慮建築物のすすめ」の更新・啓発，インセンティブの研究）
 - (5) 一定規模以上の建築物の省エネの促進（届出内容の助言，手続きの円滑化，指導強化）
- 防災性能等に係る質の向上
 - (6) 優良な防災計画への誘導
- 木材利用促進
 - (7) 木材利用のニーズに対するバックアップ（啓発，事例集，勉強会）
- 地域のまちづくりビジョンを支える取組
 - (8) 許認可制度の積極的な活用（持続可能プランと連携した総合設計制度，用途許可や一団地認定など）
 - (9) 建築協定等を活用した地域主体のまちづくりの推進
 - (10) 「地域との調和」に向けた取組（宿泊施設立地に際しての事前手続の充実）

共通施策

環 (48)社会環境の整備

安心安全な建築物が評価される
良質な建築物が優遇される
不良なものは淘汰される

情 (49)情報管理（システム整備）

都市計画・景観・道に関する情報の連携
確認情報から既存建築物情報への連携
オープンデータ化

連 (50)関係部局，機関との連携

建築物安心安全実施計画推進会議体制の継続
庁内の連携体制の継続
行政間の連携体制の強化

人 (51)人材育成

建築士等の意識改革
技術・知識のボトムアップ

良質な宿泊施設への誘導（バリアフリー基準の強化の検討）

背景

市民生活との調和を最重要視した持続可能な観光都市の実現に向けて、これから新しくできる宿泊施設の「地域との調和」と、より一層の「質の向上」を図るため、「市民・観光客・事業者・未来」四方よしの持続可能な観光地マネジメントの実践の新たな取組を行うこととしている。

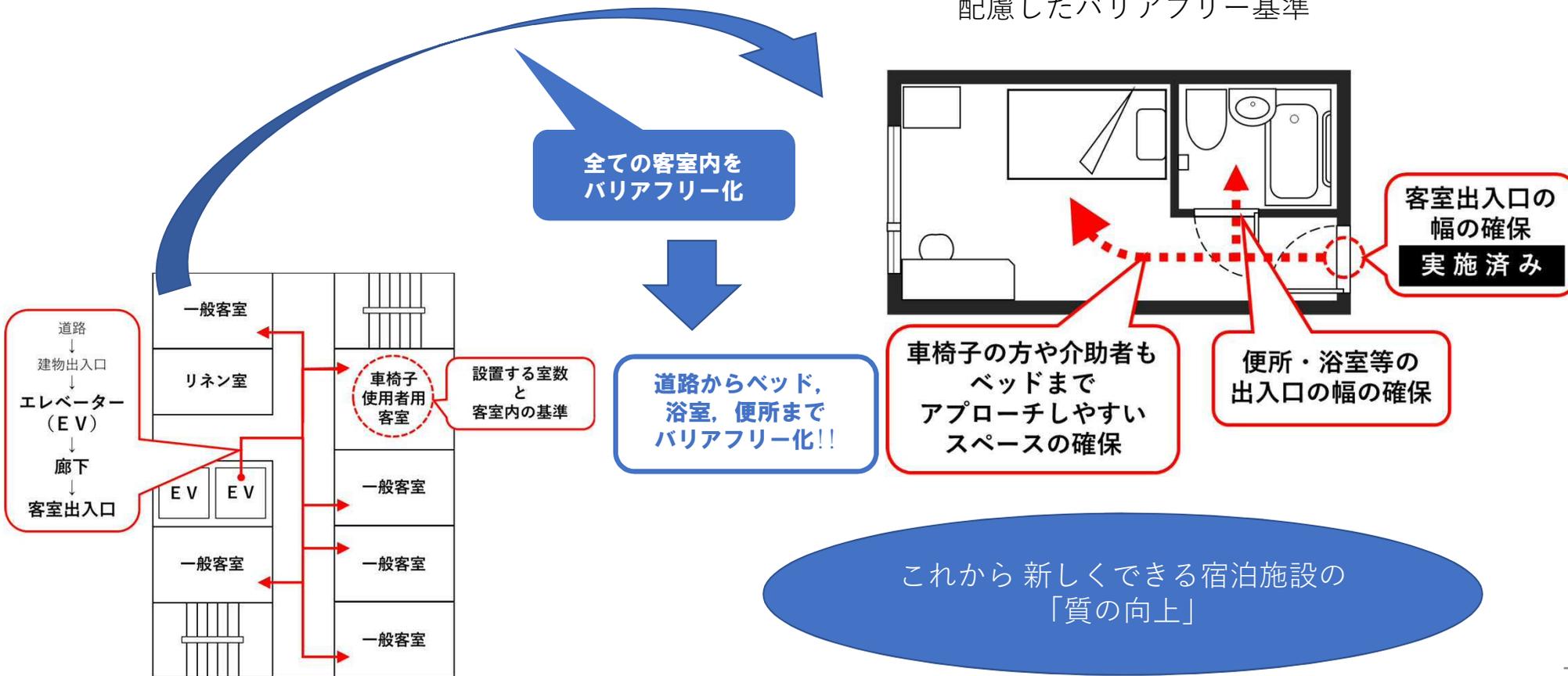
本市では、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例において、これまでから、宿泊施設について、道路から全ての客室の入口までバリアフリーとなるよう、全国の一步先に行くバリアフリー基準を定めているが、今回、誰もが安心して京都に滞在できるよう、一般客室の内側にまで踏み込んだ基準を定めることとした。

これまでの基準イメージ

- 道路から客室の出入口までをバリアフリー化する基準
- 車椅子使用者用客室の基準

新たに設ける基準イメージ

- 一般客室の内側にまで踏み込んで、高齢者や障害者等が利用しやすいように配慮したバリアフリー基準



優良な防災計画への誘導

背景

令和元年7月の市内事業所での放火火災において、大きな被害が発生したことを踏まえ、建築物の安全の確保と質の向上により、人にやさしく、安心なまちをつくることを目指し、防火・避難に関する安全性について、建物オーナー及び設計者がしっかりと考えるきっかけとなる心得集等を作成し、セキュリティとコミュニティを両立させた優良な計画を誘導していく。

リーフレットによる啓発

- 火災時の避難者の心理や行動を考慮した建物の計画や維持管理の3つのポイントと防災査察での良い取組事例の紹介（予定）
 - ① 有効な避難ルート（メインルート）を確保する
 - ② 煙の対策をする
 - ③ 日常利用する階段で逃げられないことも想定する（サブルートを確保する）
- 防火対策・避難経路の確保に関する維持管理の啓発



行政



建物オーナー

- 特に防災を意識した
- ・設計者との協力
 - ・適切な維持管理
 - ・定期的な点検
 - ・日頃の訓練

セキュリティとコミュニティを両立させた良好な計画を誘導

リーフレットによる啓発

命を守る避難の取組

- (1) 火災を早く知る手段の確保
- (2) 煙が流入しない避難路（階段）の確保
- (3) 窓から屋外へ逃れる手段の確保
- (4) 「一時避難」できるスペースの確保
- (5) 施錠管理等放火防止のための手段の確保
- (6) 着衣着火の対処法の周知



消防



設計者

- ・建物オーナーとの協力
- ・より効果的な防災計画への誘導
- ・維持管理を考慮した計画の提案

- テーマ -

- 目指す姿 -

良質化

活用促進

適正化

事故対策

細街路対策

円滑化

災害対応

ストックの活用促進

- ① 歴史的価値の高い建築物の保存と活用が進んでいる
- ② ビル（不特定多数が利用するもの）の安全性が高い水準で確保され活用が進んでいる
- ③ 既存建築物の多くが流通に乗り活用が進んでいる

- 施策の内容 -

- 京町家等の歴史的建築物の活用促進
 - (11) 「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」の利用促進
(用途や規模に応じた安全性の確保, 包括同意基準の拡充, 手続きの円滑化, 啓発)
- 不特定多数が利用する建築物の安全性の確保と活用
 - (12) 定期報告の報告率の向上の取組 (事前通知, 通知, 説明会, 督促, 査察)
 - (13) 手続きの効率化と適切な維持管理の促進 (報告建築物の即時審査・即時助言)
 - (14) 安全性の確保された建築物が優遇される社会環境の整備 (定期報告済み建築物の公表)
- 既存建築物の流通促進
 - (15) 検査済証の無い建築物の流通促進 (手続きの円滑化, 社会環境の整備, 既存違反建築物の更新促進)
 - (16) 安全性や適法等の状態を評価する仕組みの整備 (既往制度活用, 制度研究, インセンティブの研究)
 - (17) 既存不適格の解消促進 (改修ガイドラインの作成活用)

共通施策

環 (48)社会環境の整備

安心安全な建築物が評価される
良質な建築物が優遇される
不良なものは淘汰される

情 (49)情報管理 (システム整備)

都市計画・景観・道に関する情報の連携
確認情報から既存建築物情報への連携
オープンデータ化

連 (50)関係部局, 機関との連携

建築物安心安全実施計画推進会議体制の継続
庁内の連携体制の継続
行政間の連携体制の強化

人 (51)人材育成

建築士等の意識改革
技術・知識のボトムアップ

既存建築物の流通促進を実現する取組（手続の円滑化）

良質化

活用促進

背景

本市では、官民協働で取組を推進してきた結果、検査済証取得率はほぼ100%に達しているが、現行計画の検討を行っていたH18年の検査済証交付率は53.9%であった。築約10年を超える建築物の5割弱が検査済証の無い建築物になっており、それ以前はさらに多くの既存建築物が検査済証の無い状況である。検査済証の無い建築物に増築等の建築行為を行う場合、手続の課題がある。検査済証の無い建築物の手続きについてのガイドラインの活用により手続きの円滑化が進みつつあるので、流通促進の観点からこれらの手続きを整理する。

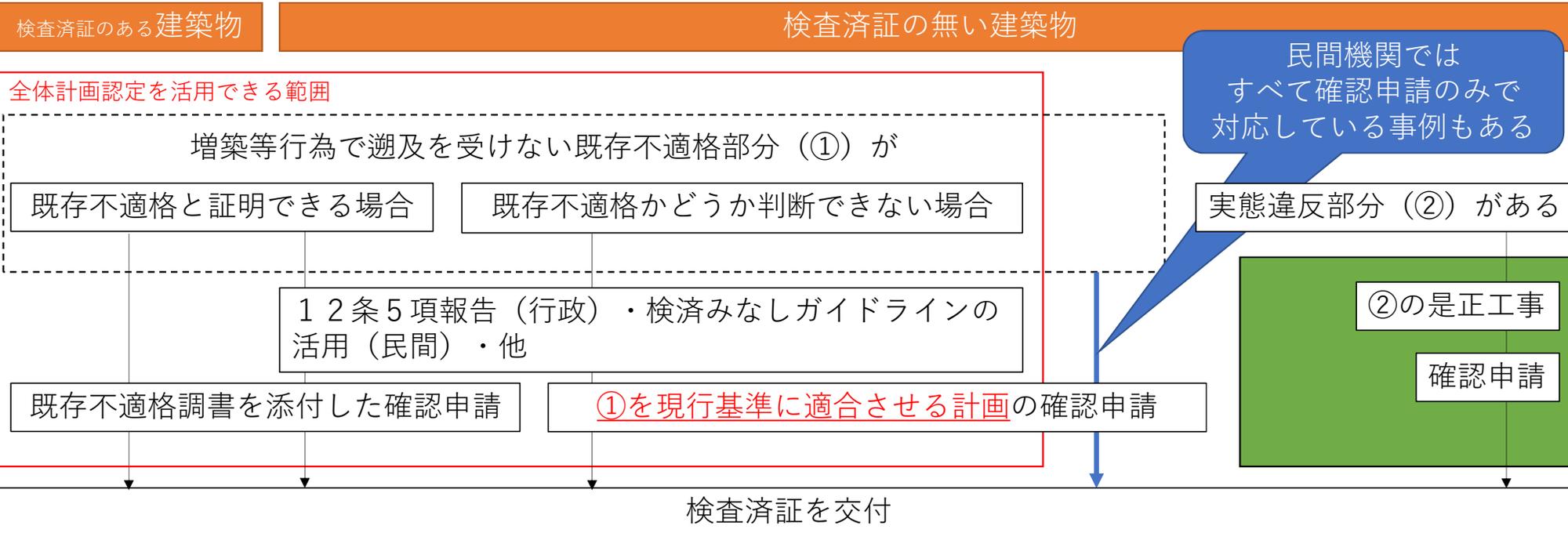
適正化

事故対策

細街路対策

円滑化

災害対応



平成30年改正法は赤字記載部分について全体計画認定が活用できる考え方を示しているが、全体計画認定には、工事が適切に履行できているかどうかの監視に課題がある。

検査済証の無い建築物の適法性が確認されて、活用が進む

既存建築物の流通促進を実現する取組（社会環境の整備）

背景

既存建築物には、検査済証の無い建築物が多く存在し、また、不用意な改修等により安全性に支障をきたしている建築物も存在する。既存建築物が安心安全な状態で流通される社会を目指す必要がある。

良質化

活用促進

適正化

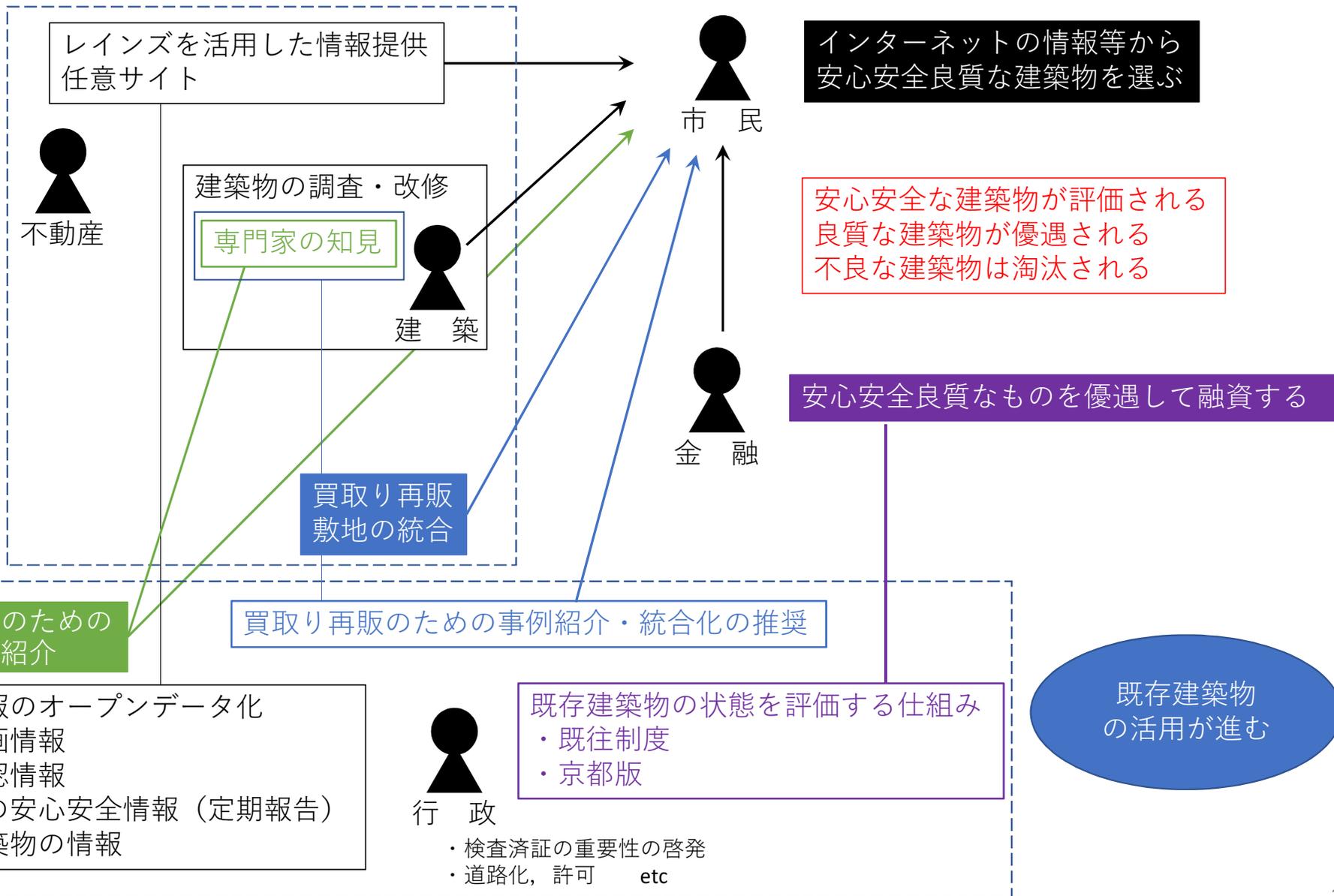
事故対策

細街路対策

円滑化

災害対応

社会環境整備



良質化

活用促進

適正化

事故対策

細街路対策

円滑化

災害対応

－テーマ－

－目指す姿－

ストックの
適正化

① 建築物の安全性が向上している

－施策の内容－

複合要因に対応する施策
 ・EV対策（労基署と連携，フォローアップ，優先度指導）(26)
 ・査察（特定目的，合同，防災週間）(27)

- 既存不適格への対応

建築物の耐震診断・改修の促進→耐震改修促進計画

(18) アスベスト対策（助成，啓発，フォローアップ，査察）

(19) 特定天井対策（啓発，フォローアップ）

(20) **防火対策（助成，啓発）**

EV対策
- 管理不全（危険予備軍）への対応

ブロック塀対策（助成，啓発，フォローアップ，査察） →耐震改修促進計画

(21) 適切な維持管理の促進
 （定期報告の提出指導・助言・公表（ビル）・査察・維持管理啓発・改修ガイドラインの作成活用（住宅））
- 危険への対応

(22) 損傷度に応じた指導と適切な維持管理の誘導

(23) 個別事情に応じた関係部局との連携（住宅セーフティネット等）

空き家対策→空き家対策計画
- 違反への対応

(24) 優先度に応じた指導

(25) 未然防止・抑制（違反予見，**サプライヤーへの啓発**，的を絞った査察，**勉強会**）

EV対策

共通施策

環 (48)社会環境の整備

安心安全な建築物が評価される
 良質な建築物が優遇される
 不良なものは淘汰される

情 (49)情報管理（システム整備）

都市計画・景観・道に関する情報の連携
 確認情報から既存建築物情報への連携
 オープンデータ化

連 (50)関係部局，機関との連携

建築物安心安全実施計画推進会議体制の継続
 庁内の連携体制の継続
 行政間の連携体制の強化

人 (51)人材育成

建築士等の意識改革
 技術・知識のボトムアップ

防火対策（啓発）

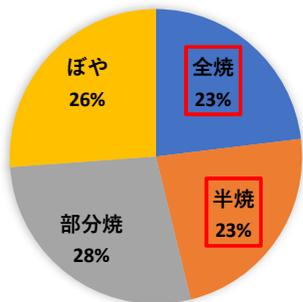
背景

昨今、先斗町、祇園町南側地区付近、宮川町、祇園町南側地区内と立て続けに木造火災が起こった。「生活文化の継承が軽薄化していることが原因の一つではないか」という観点から、京町家をはじめとする木造建築物の防火対策についてリーフレットにより啓発する取組について、関係部局・関係業界・学識との連携により検討作業を進めている。

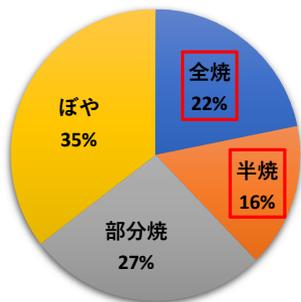


木造以外の建物の損傷程度に対し、京町家の損傷程度は大きい

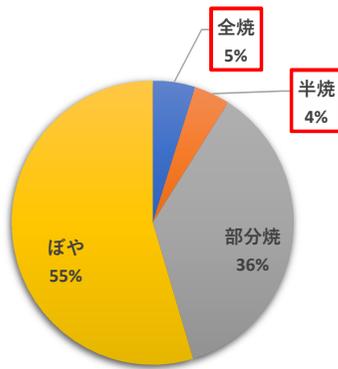
京町家火災の焼損程度



木造火災の焼損程度



木造以外の建物火災の焼損程度



京町家の火災は、住宅の次に飲食店が多い

業態別の火災件数（2009～2018）

業態	全体	うち京町家
住宅	573	41
長屋・共同住宅	463	3
併用住宅	73	4
飲食店	157	9
作業場	124	2
倉庫	73	0
宿泊施設	17	2
その他	259	4
合計	1739	65

リーフレット

（内容のポイント）

- ・京町家（木造建築物）は火災に対する備えが特に重要という知見
- ・ハード（構造，内装），ソフト（使い方）の両側面からの留意事項
- ・信頼できる施工業者の選び方

・リーフレットはあんあん通信として発行
 ・合同の勉強会など

景観要素である京町家をはじめとする木造建築物を火災から守り安全にまつわる生活の知恵を継承する

良質化

活用促進

適正化

事故対策

細街路対策

円滑化

災害対応

共通施策

－テーマ－

建築物の
事故対策

－目指す姿－

- ① 事故が未然に防止されている
- ② 事故発生時の迅速かつ的確な対応ができています

－施策の内容－

- 事故対応により行った査察等のフォローアップ
 (28) 旅館ホテル，未届有料老人ホーム，グループホーム，病院・診療所における査察のフォローアップ
- 未然防止対策
 定期報告未提出建築物への査察
 (29) 維持保全の啓発（落下物，天井等）
- 大臣認定不正等に対する対応
 他の特定行政庁との連携
- 事故・災害発生時の迅速な対応
 (30) マニュアルの整備，連携体制の構築

環 (48)社会環境の整備

安心安全な建築物が評価される
 良質な建築物が優遇される
 不良なものは淘汰される

情 (49)情報管理（システム整備）

都市計画・景観・道に関する情報の連携
 確認情報から既存建築物情報への連携
 オープンデータ化

連 (50)関係部局，機関との連携

建築物安心安全実施計画推進会議体制の継続
 庁内の連携体制の継続
 行政間の連携体制の強化

人 (51)人材育成

建築士等の意識改革
 技術・知識のボトムアップ

- テーマ -

- 目指す姿 -

良質化

活用促進

適正化

事故対策

細街路対策

円滑化

災害対応

細街路対策

地域性など個々の状況に応じた制度の活用を促進することで、歴史的な建築物や町並みの保全・再生と、防災性能の強化が両立された路地再生が進んでいる。

- 施策の内容 -

- 道路化や建物更新等に関する**制度の活用促進**
 - (31) 地域性や道の特性に応じた道路化に関する**制度の活用促進**（既存道の道路位置指定制度，新たな道路指定制度）
 - (32) 地域性に応じた建物更新や修繕に関する**制度の活用促進**（連担建築物設計制度，接道許可制度）
 - (33) 道路化や建物更新等に関する制度の普及活動の強化
防災まちづくりの取組との連携→密集市街地対策等の取組方針
- 細街路の安全性確保に向けた取組の推進
 - (34) 狭あい道路等整備事業の更なる推進（2項道路後退部分の適切な維持管理の普及活動の強化）
防災まちづくり事業との連携→密集市街地対策等の取組方針

共通施策

環 (48)社会環境の整備

安心安全な建築物が評価される
良質な建築物が優遇される
不良なものは淘汰される

情 (49)情報管理（システム整備）

都市計画・景観・道に関する情報の連携
確認情報から既存建築物情報への連携
オープンデータ化

連 (50)関係部局，機関との連携

建築物安心安全実施計画推進会議体制の継続
庁内の連携体制の継続
行政間の連携体制の強化

人 (51)人材育成

建築士等の意識改革
技術・知識のボトムアップ

官民連携による路地再生事業

良質化

活用促進

適正化

事故対策

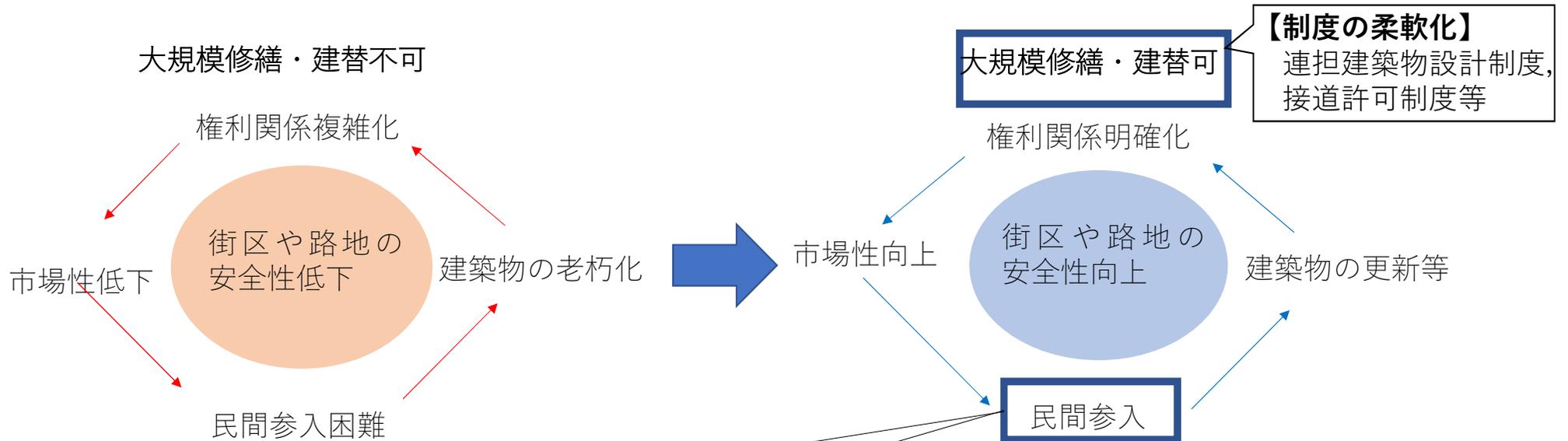
細街路対策

円滑化

災害対応

背景

- ・ 極小な袋路や狭小な宅地が集中しているエリアにおいては、法規制の壁や宅地の狭小さから、建替更新が物理的に困難なケースや権利関係が複雑で合意形成の難航が予想されるケースが多くあるため、路地奥に老朽化した建物が放置され、路地全体や街区の安全性を低下させるといった悪循環につながっている。
- ・ このような状況を改善するため、既存制度の柔軟な活用を進めるとともに、京都市路地再生プラットフォームにおいて、街区の安全性や住環境の向上に資する路地再生を官民連携で促進させる方策について検討を進めている。



【官民連携の仕組みの検討】

京都市路地再生プラットフォーム
街区の安全性や住環境の向上に資する路地再生を官民連携で促進させる方策を検討。

連携

路地再生実務者向け連続講座
整備計画の作成を通じて、路地の魅力を残しつつ、路地を再生する手法を学ぶことを目的に全3回実施。

● 主な検討課題

- ・ 事業者の参入に関する課題 (共用部整備及び路地全体の安全性向上に係る支援が必要)
- ・ 合意形成に関する課題 (合意形成への支援が必要)
- ・ 居住者の負担に関する課題 (居住者の負担を抑えつつ、事業を進める仕組みが必要)

官民連携による路地再生事業

【路地再生の整備イメージ】

良質化

活用促進

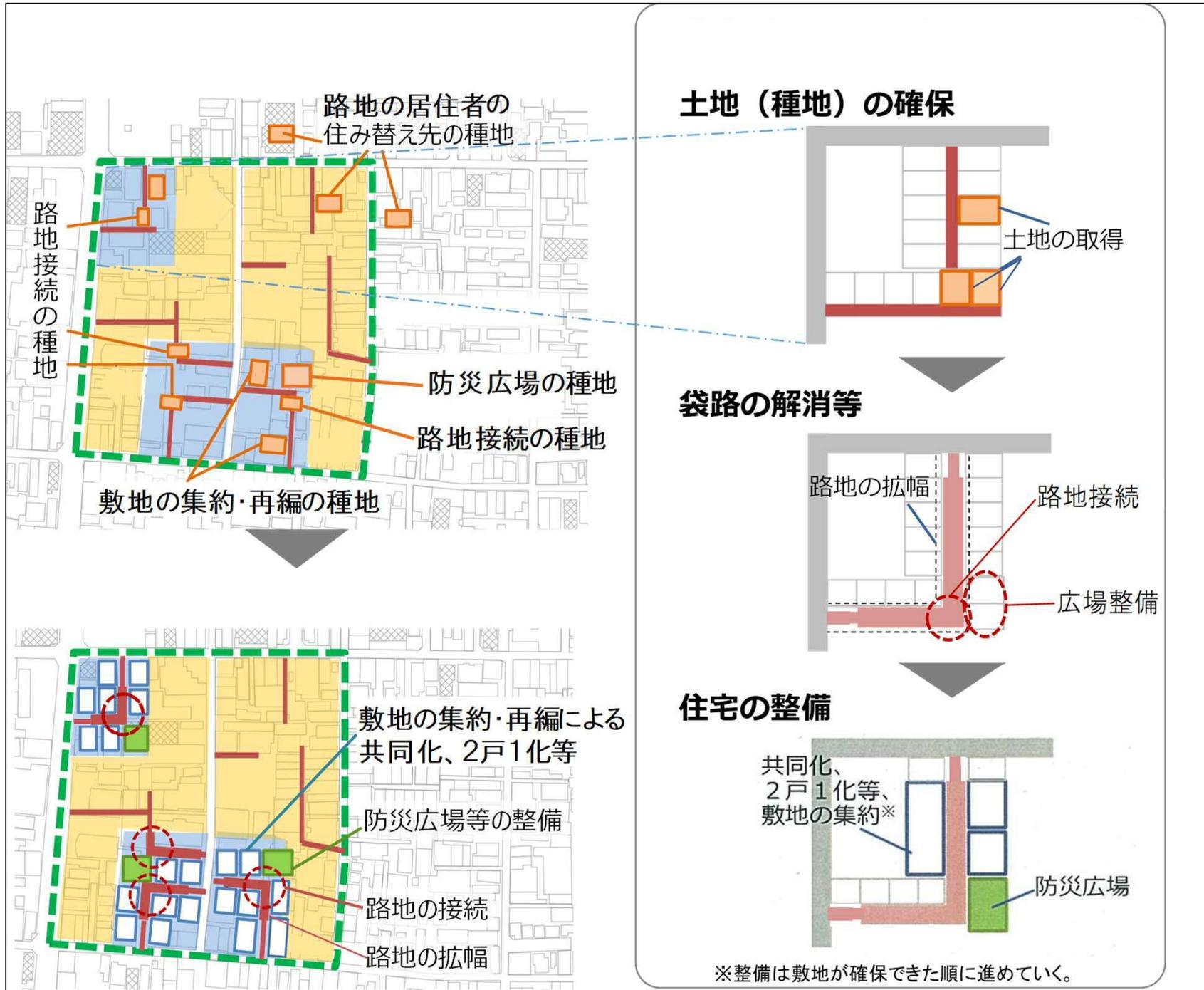
適正化

事故対策

細街路対策

円滑化

災害対応



－テーマ－

－目指す姿－

良質化

活用促進

適正化

事故対策

細街路対策

円滑化

災害対応

手 続 き の
円 滑 化

① 円滑かつ的確な建築確認等の手続きが執行されている。

－施策の内容－

- 迅速かつ的確な確認審査の徹底
 - (35) 推進計画書の充実, 関係機関との意見交換, 審査担当者の審査技術向上の取組 (勉強会)
 - (36) 条例の逐条解説の更新, ハンドブックの充実, HPの充実
- 中間検査の徹底
 - (37) 未受験対策 (啓発促進, 指定機関への指導 (立入検査の充実))
 - (38) 小規模建築物の中間検査対象の合理化の検討 (安全性等の実効性の確認)
- 工事監理業務の適正化
 - (39) 小規模建築物における実効性の確保 (建築主の意識向上への取組)
- 指定確認検査機関への指導・監督の徹底と連携強化
 - (40) 指定機関連絡会議の継続実施 (企画・運営の充実)
 - (41) 立入検査の充実 (検査現場への立会調査, 立入対象機関の拡充)
- 各種手続きと窓口相談業務の円滑化
 - (42) 定期報告, 許認可, その他手続全般における手続きの点検, 手続きの合理化
 - (43) 電子申請 (定期報告情報, 確認申請における建築BIMの活用) の検討

共通施策

環 (48)社会環境の整備

安心安全な建築物が評価される
良質な建築物が優遇される
不良なものは淘汰される

情 (49)情報管理 (システム整備)

都市計画・景観・道に関する情報の連携
確認情報から既存建築物情報への連携
オープンデータ化

連 (50)関係部局, 機関との連携

建築物安心安全実施計画推進会議体制の継続
庁内の連携体制の継続
行政間の連携体制の強化

人 (51)人材育成

建築士等の意識改革
技術・知識のボトムアップ

- テーマ -

- 目指す姿 -

良質化

活用促進

適正化

事故対策

細街路対策

円滑化

災害対応

災害対応

- ① 適切に管理された情報が災害時においても円滑に活用されている
- ② 災害時の行動イメージが官民で共有されている

- 施策の内容 -

- 既存建築物情報の管理
 - (44) 建築物情報のGIS化による的確な災害対策を実施（判定区割図の作成，アスベスト情報，構造別情報）
 - (45) 既存建築物情報のオープンデータ化（定期報告情報，耐震情報，将来検討）
- B C P（業務（事業）継続計画）の整備
 - (46) 地震発災時の協力体制の構築（確認申請手続き，情報共有，市民相談対応）
- 応急危険度判定実施本部の迅速かつ的確な運営
 - (47) 実施本部運営に係る研修の実施（庁内，他都市連携）と判定士育成（庁内，民間，研修）

共通施策

環 (48)社会環境の整備

安心安全な建築物が評価される
良質な建築物が優遇される
不良なものは淘汰される

情 (49)情報管理（システム整備）

都市計画・景観・道に関する情報の連携
確認情報から既存建築物情報への連携
オープンデータ化

連 (50)関係部局，機関との連携

建築物安心安全実施計画推進会議体制の継続
庁内の連携体制の継続
行政間の連携体制の強化

人 (51)人材育成

建築士等の意識改革
技術・知識のボトムアップ

【現行計画の取組】

**計画の進ちよくを全体会議で確認し、分科会で取組を具体的に議論する体制により、効果的に取組を進めることができた。

<p>1 多様な機関の連携による完了検査の徹底と 建築主・事業者等の意識改革による安全性の確保</p>	<p>検査済証交付率向上分科会</p>	<p>検査済証交付率向上する過程を分科会で共有 現在高水準で維持</p>
<p>2 定期報告制度の対象建築物拡大と 調査データ活用の促進</p>	<p>定期報告対象建築物拡大分科会</p>	<p>定期報告対象建築物は600件から4500件まで拡大 制度改正による義務化の影響を小さく抑えることにも 成功</p>
<p>3 既存違反建築物対策の強化</p>	<p>既存建築物対策分科会</p>	<p>この10年で話題の中心に</p>
<p>4 事件・事故対策の推進</p>	<p>警察分科会</p>	<p>京都府警、京都府との関係性構築に大きな役割</p>
<p>5 耐震診断・耐震改修関連施策の 着実な展開</p>	<p>耐震ネットワーク分科会</p>	<p>耐震ネットワーク会議として独立し発展</p>
<p>6 危険建築物対策の強化</p>	<p>危険建築物対策分科会</p>	<p>空き家にかかる議論が多くなってきた 空き家は総合的な対策へと進んでいるため再編を検討</p>
<p>7 モデルエリアにおける各種施策の展開</p>	<p>細街路対策分科会</p>	<p>制度の構築及び充実に対応 今後対策の実効性をさらに検討</p>
<p>8 各種法制度や京都基準策定の研究, 建築基準法の円滑な運用に対する検討等</p>	<p>指定確認検査機関分科会</p>	<p>指定確認検査機関連絡会議として月に1度開催 この開催率は全国唯一。関係性構築に大きな役割</p>
<p>9 関係団体との連携による 情報提供・環境形成の推進</p>	<p>全体会議</p>	<p>計画の進捗確認を行う重要な位置付け 建築物を広い視野から捉える有効な機会</p>

次期京都市建築物安心安全実施計画の推進体制について

背景

京都市建築物安心安全実施計画の推進体制は、京都市建築物安心安全実施計画推進会議（以下「推進会議」という。）に分科会を置き、取組ごとに議論を重ねてきた。この10年で取組に掲げた施策は着実に実行してきたが、建築物をめぐる課題の解決は複雑化している。次期計画においては、よりきめ細やかな対応、より具体的なアウトプットにつながるワーキングや周知体制について検討する。

【次期計画のテーマ】

良質化	建築物の 良質化
活用促進	ストックの 活用促進
適正化	ストックの 適正化
事故対策	建築物の 事故対策
細街路対策	細街路対策
円滑化	手続きの 円滑化
災害対応	災害対応

全体会議

（学識・エネルギー・金融・建築・不動産・消費者・警察・消防・行政）

- ・計画の進捗管理
- ・社会動向の汲みとり

各種分科会

※ 構成は検討中

良質化推進

既存活用・適正化対策

細街路対策・歴史的建築物活用

警察

指定確認検査機関連絡会議

ワーキング

- ・施策実現のための小規模の集まり

Ex アウトプットの作成

周知体制の強化

- ・会報誌「あんあん通信」の活用

Ex 防火対策（R1年度予定）

Ex 改修事例紹介（R2年度予定）

安心・安全の庁内まちづくりネットワーク
（庁内ネット）

- ・庁内の連携体制の構築

特定行政庁会議（京都府・近畿・全国）
（3特庁会議、近畿建築行政会議、JCBA）

- ・行政間の連携体制の構築

あらゆるネットワークを活用し
建築物の安心安全対策を推進していく

